



## 市老連だより 1

平成 30 年 4 月 3 日

一 般 社 団 法 人  
大阪府老人福祉施設連盟  
施 設 長 各 位

一 般 社 団 法 人  
大阪府老人福祉施設連盟  
代表理事 後藤 静男

### 加算の起算日は転換前の入院日で 介護医療院への転換で厚労省

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、既に周知のことと思われそうですが、表題についてご報告いたします。

---

厚生労働省は 3 月 28 日、2018 年度介護報酬改定に関する Q&A の第 2 弾を公表しました。介護療養型医療施設から介護医療院に転換する場合、【初期加算】、【短期集中リハビリテーション実施加算】や、【退所前訪問指導加算】における入所期間の起算日は、転換前の介護療養型医療施設の入院日とすることを明記する。医療療養病床や介護療養型老人保健施設からの転換も同様の扱いとします。月の途中に介護療養型医療施設または介護療養型老人保健施設から転換する場合、当該月の加算などの算定回数は、入院・入所中に実施された回数の合計数を算定回数として扱います。

サービス費の算定要件に定められた医療処置などの実績が存在しない、新規の介護医療院については、開設日が属する月を含む 6 カ月間に限り、介護医療院 I 型サービス費 (II) または (III)、もしくは II 型サービス費のうち人員配置区分に適合した基本施設サービス費の算定を認めます。6 カ月間に満たない場合でも、算定要件の実績を算出するための期間を満たした上で、実際に算定要件を満たせた場合は、届出の規定に従って該当する基本施設サービス費を届出ることが可能です。

詳細資料については、厚生労働省の HP にアップされています。あわせてご覧ください。

URL :

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_kour<sub>e</sub>isha/housyu/kaitei30.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kour<sub>e</sub>isha/housyu/kaitei30.html)

【発信元】

一般社団法人 大阪府老人福祉施設連盟 事務局